

東員町音楽祭募集要項

1、趣旨・目的

主として東員町で音楽活動する個人または団体が、音楽を通じて地域文化の向上に努め、併せて地域を盛り上げることを目的とする。

2、主催

東員町・東員町教育委員会

3、主管

一般社団法人 東員町文化協会

4、開催日時

平成29年2月5日（日）

午後0時30分から午後5時まで（撤収時間を含みます）

5、会場

東員町総合文化センターひばりホール

6、構成

町音楽祭は、団体演奏と個人演奏及び企画事業で構成し、反響板を使用します。

また、団体及び個人演奏ともに生演奏、ジャンルは不問とし、演奏時間には準備・退出時間を含みます。

1) 団体及び個人演奏

ア) 時間帯 午後0時30分から午後3時までの2時間30分

イ) 団体演奏 15分以内/団体

ウ) 個人演奏 6分以内/人（小学生以下4分以内）

※演奏が成り立たない場合は、伴奏を加えることができる。

2) 企画事業

音楽祭実施に合わせて、町総合文化センターが管理するスタインウェイピアノを使用したピアノ体験を実施します。

ア) 時間帯 午後3時30分から午後4時30分までの1時間

イ) 参加対象 音楽祭参加申し込みをした者のうち、「団体及び個人演奏」で演奏できなかった方並びに体験を希望する方。

※事前の申し込みが必要です。なお、定員（15人程度）に達した時点において、受け付けを終了します。

ウ) 条件 参加者又は関係者（保護者等）ボランティア登録し、企画事業業に協力できる方。

7、出演資格

- 1) 出演団体（者）は、東員町内で活動する音楽団体及び個人で、本町の出身者も含まれます。
- 2) 出演を希望する方は、所定の用紙で、お申し込みください。
- 3) 自らが、準備、調整など行える方。
- 4) 音楽著作権使用料、楽器搬送費などの費用をすべて各自で負担できる方。
- 5) 音楽活動に真摯に取り組み研鑽を積むとともに、来場者に対して、精一杯の演奏ができる方。
- 6) 出演当日及び出演日以外でも、準備片付け等に協力できる方。
- 7) 未成年者だけで出場しようとする場合は、保護者の承諾が必要です。
- 8) 音楽祭当日、鑑賞する側のマナーを理解したうえ、客席で他出演者の演奏等が鑑賞できる方。

8、次の方は、申し込みをご遠慮ください。

- 1) あくまで一般のお客様に向けた音楽祭であるため、社会通念上教室の発表会等ととられる方。
※楽器演奏等を始めてから日の浅い方もしくは社会通念上一定レベルの演奏が困難な方（グレード等参考）。
- 2) 演奏企画の内容が町音楽祭の趣旨から離れる場合や目的が内部イベント、物品販売、団体勧誘、宗教勧誘、各種セミナーなどに偏る場合、また反社会的勢力と関わりのある団体、及び個人が主催する場合は受け付けできません。
- 3) 集客等に関し、積極的に協力できない方。
- 4) 掛け持ち出演となる場合。^{注1}

9、出演者の決定

応募締め切り後、主管者において出演団体（者）を決定し、速やかに申込者に通知します。

10、出演者の決定基準

- ・音楽祭の趣旨・目的に基づき、出場機会・実績の多寡やジャンル・時間等の要素及びバランスを考慮するほか、団体及び個人演奏のバランスにおいても考慮して行います。
- ・他演奏者と同一もしくは類似する曲目等ある場合は、主管者で出演者を決定します。

11、出演の取り消し

- ・マナーが悪いまたは運営に支障をきたす恐れのある出演者は受付後であっても、出演を取り消す場合があります。

12、リハーサル

- ・主管者が調整する時間でリハーサルを行ってください。
- ・リハーサルは前日又は当日の午前中、主管者で調整します。

13、控え室

主管者で決定し、お知らせします。

14、出演料

お支払いいたしません。

15、参加料

無料です。

16、入場料

無料です。

17、その他

音楽祭への出演に際し、主管者の決定事項等に必ず従ってください。

注1 音楽祭当日、事故等により演奏メンバーがかけた場合、当日出演者の中から選出することがあります。